

京極温泉入館料免除証明書の 発行について

町では、町内在住の満70歳以上の方や障がい者手帳等をお持ちの方などを対象に「京極温泉入館料免除証明書」を発行しています。

証明書の発行には、「京極町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限に関する条例」に基づき納税状況の確認が必要となります。

1. 交付対象者（いずれかに該当する方）

① 町内に住所を有する満70歳以上の方

※満70歳になる翌月から対象となります。申請時に印鑑をお持ちください。

② 世帯員全員が満65歳～69歳で、全員が非課税の方

※課税状況の確認が必要となります。申請時に印鑑をお持ちください。

③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持の満69歳までの方

※申請時には、「手帳」と印鑑をお持ちください。

④ ひとり親世帯の親、及び満18歳以下のお子さん

※ひとり親世帯の確認のため、全員分の「ひとり親家庭等医療費受給者証」と印鑑をお持ちください。

※令和4年4月1日時点で、満18歳以下のお子さんのいない世帯は対象外です。

※令和4年度内に18歳になるお子さんは、来年の3月31日まで対象です。

2. 証明書申請方法

① 「納税状況確認同意書」を提出いただきます。

※「納税状況確認同意書」は、健康推進課にあります。

※税務課で納税状況確認後に「証明書」の発行となります。（5分程度）

3. 利用内容

① 入館時に「証明書」を提示すると、[週2回]まで無料で利用できます。

※週とは、「日曜から始まり、土曜で終わる一週間」です。

※年度の替りは、3月最終週と4月第1週で一週間です。

② 入館時に「証明書」を提示できない場合は有料になります。